

(設置)

第1条 児童が安心して遊び、過ごすことができる居場所を提供することにより、児童の心身の健全な成長、発達及びその自立を支援することを目的として、児童会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立千里丘児童会館 吹田市千里丘上26番19号
- (2) 吹田市立高城児童会館 吹田市高城町6番2号
- (3) 吹田市立朝日が丘児童センター 吹田市朝日が丘町15番1号
- (4) 吹田市立五月が丘児童センター 吹田市五月が丘西5番1号
- (5) 吹田市立南吹田児童センター 吹田市南吹田5丁目21番27号
- (6) 吹田市立原町児童センター 吹田市原町4丁目26番8号
- (7) 吹田市立山田西児童センター 吹田市山田西1丁目5番1号
- (8) 吹田市立竹見台児童センター 吹田市竹見台3丁目5番3号
- (9) 吹田市立豊一児童センター 吹田市垂水町3丁目7番13号
- (10) 吹田市立寿町児童センター 吹田市寿町2丁目8番16号
- (11) 吹田市立千里山竹園児童センター 吹田市千里山竹園2丁目1番5号
- (12) 吹田市立北千里児童センター 吹田市古江台3丁目8番1号

(事業)

第3条 第1条の設置目的を達成するため、児童会館（北千里児童センターを除く。）は次の事業を行い、北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの事業を行う。

- (1) 児童の健全な遊びの支援に関すること。
- (2) 自主学習の場その他の児童の多様な思いに応える居場所の提供に関すること。
- (3) 児童及びその保護者からの相談に関すること。
- (4) 児童のグループ活動の支援に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

2 児童会館は、前項に規定する事業のほか、次の事業を行うことができる。

- (1) 家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に関する事業

- (2) 児童と地域住民等との交流を図るための場を提供する事業その他の児童と地域との交流に資する事業

3 北千里児童センターは、前2項に規定する事業のほか、地域の活性化に資するため、北千里地区公民館及び北千里図書館と連携して世代間の交流の促進を図るための事業を行う。

(使用者の範囲)

第4条 前条第1項(第3号を除く。)に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する小学生及び中学生(北千里児童センターにあつては、市内に居住する小学生)
- (2) 保護者等の付添いのある市内に居住する乳幼児
- (3) 市内の児童関係団体の指導者及びこれに準ずる者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前条第1項第3号に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、前項第1号に掲げる者及び市内に居住する乳幼児並びにそれらの保護者とする。

3 前条第2項第1号に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、市内に居住する乳幼児及びその保護者とする。

(使用の許可)

第5条 児童会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 児童会館の施設の使用料は、無料とする。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第10条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に児童会館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 使用の許可に関する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に児童会館の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、児童会館の設置目的を最も効果的に達成することができるものと認められる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に児童会館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第5条から第7条まで及び前2条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第12条 前条第1項の規定により指定管理者に児童会館の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

- 3 選定委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。